

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） 皆さん、おはようございます。

今回の一般質問では、通告をしております3点について質問をいたします。

今日はお子さんたちもたくさん来ておられますので、なるべく質問は簡潔にしますので、答弁される方も、子どもたちに分かりやすく、簡潔な答弁をお願いしたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

まずは、マイナ保険証の一本化について質問します。

1点目、確認の意味も含め、マイナ保険証の一本化とはどういうことなのかお聞かせください。

2点目、舟橋村のマイナ保険証の取得率と利用率は。

3点目、舟橋村においての現行保険証終了後、最長2025年12月1日と言われておりますが、終了後についての対応と村民への周知についてお答えください。

4点目、国保税滞納者に対する今後の資格証、短期保険証の取扱いについてご説明ください。

次に、熱中症、命に関わる危険な暑さへの対応についてお聞きします。

私もこれまで、目の前が真っ白、真っ黒になるような状態で家まで連れてきてもらったこともあったり、何度か熱中症、子どもさんたちも、熱中症かなと思ったことはなかったでしょうか。

最近テレビを見ておりますと、東京都のほうで、私今日つけてきたんですけども、これ、熱中症を予防するためのウェアラブルデバイス、熱中対策ウオッチ「カナリア」という物でございます。都内の学校機関に、生徒の体調管理を目的とし、熱中対策ウオッチ「カナリアPlus」を実装。学校現場にて生徒にデバイスを装着していただくというようなことを小池知事が言っておられました。

また、皆さんもご存じかもしれませんが、カメラの前に顔を向けると体温が分かるという器械を知っておられますよね。今ではそのようなところに顔を向けると、その人が熱中症のどのくらいの程度なのか、4段階に分かれて症状が表されます。休憩しなさい、水を取りなさいとか、そういうふうに表れる器械も出てきております。

そういうような物も、いつか舟橋村でも取り扱っていただきたいなということを考えながら質問をさせていただきます。

まず1点目につきましては、本村での高齢者に対する熱中症対策の現状についてお聞

きします。

2点目、今年度の外出時におけるクーリングシェルの開設予定場所と開設期間、開設時間帯についてご説明ください。

3点目、エアコンが設置されていない生活保護世帯や独居老人・高齢者世帯の把握について、またそのような世帯があるとして、エアコン設置を希望される場合の購入支援についての考えをお聞きします。

そして、4点目、今年度、学校の授業や屋外での活動、そしてプールなどにおける猛暑対策はどのような対策を講じられるのか。

また、熱中症と思われる症状が生徒に出た場合の対応、また一度に複数人が熱中症の症状を訴えた場合等について、対策マニュアル等は策定されているのでしょうか。

最後の質問、竹内天神堂古墳についてお聞きします。

7日土曜日に舟橋会館で立山黒部ジオパークの総会、講演会が行われました。私も講演を聞いてまいりましたが、舟橋村唯一、立山黒部ジオパークに指定をされている竹内天神堂古墳ですが、それを村としてどのような位置づけで捉えておられるのでしょうか。また、古墳を後世に残していくための保存・保護についてはどのような考えをお持ちなのかお聞きします。

私の質問は以上です。

○議長（古川元規） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中 勝） 私のほうから、前原議員のマイナ保険証の一本化の質問にお答えいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和5年のマイナンバー法等の一部改正に伴うものとなっております。この改正により、保険証利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたところでございます。

次に、マイナ保険証取得率・利用率についてであります。

村の国民健康保険では、4月1日現在、取得率は78.7%、利用率は37.2%となっております。また後期高齢者医療保険については、3月時点で富山県全体の登録率は74.93%、利用率は40.51%と全国一であります。本村における登録率は70.73%、利用率は38.85%と県全体の数値よりも低くなっております。

3つ目の、村においての現行保険証終了後の対応と村民への周知についてであります。

国民健康保険については、現行保険証の有効期限到来前までに、資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付いたします。資格情報のお知らせとは、自身の被保険者資格を把握できるように交付される書類であり、医療機関窓口の機器不良などでマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示することで資格確認ができるものであります。お知らせ単体では受診できません。一方、資格確認書とは、医療機関を受診する際に、マイナ保険証を利用しない人が健康保険証の代わりとして利用する書類となります。

一方、後期高齢者医療保険については、全国一律の方針として、マイナ保険証のあるなしにかかわらず、新しい資格確認書が保険者に送付されることとなっております。

最後に、国保税滞納者に対する対応であります。

1年以上前の保険料に未納がある状況が継続した場合は、国民健康保険法第54条の3に基づき、医療費の自己負担割合が10割となる特別療養となる場合があります。その場合は事前に通知を送付し、対象者に保険証または資格確認書の返還を求めた上で、医療機関等の窓口における一部負担割合が10割となる資格確認書または資格情報のお知らせを発行します。

なお、マイナ保険証を使用している滞納者については、村側で負担割合を変更し、医療機関受診時に10割負担となるようにしますが、詳細については未定でございます。

以上であります。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、前原議員の熱中症、命に関わる危険な暑さへの対応の4番目、学校の授業の中で起きる猛暑対策と熱中症が発生した場合の対応についてお答えいたします。

まず、猛暑対策ですが、おおむね熱中症対策ということになると思いますので、その点からお答えしたいと思います。

学校では、登下校に際して、首に保冷リング・タオルなどの熱対策グッズの活用や帽子の着用、日傘の使用などを推奨しております。小学校のヘルメットですが、今年度からは、夏場は保護者の判断で市販の帽子を使用することもできるようになります。

また、毎朝の健康観察で、朝食抜き、体調不良、病欠明け、寝不足などの熱中症にかかりやすい児童生徒を把握して、その対応に当たっております。さらに、活動が終了した場合にも適宜健康観察を行い、体調不良者がいないかの確認を行っております。

校舎内での活動については、気温により適宜エアコン稼働させて室内を適温に保つようしております。

体育館やグラウンド、屋外での活動時は、活動場所で暑さ指数(WBGT)を測定し、危険度に応じて活動の中止や活動内容の見直しを図っております。特に運動については、適宜水分補給と休息の時間を設けております。これについては、水泳学習も同様の対応となります。行事や部活動におきましても、暑さ指数により、危険度が高いときは活動内容を見直したり、延期や中止といった対応を取ったりしております。

熱中症アラート等が発令された場合や熱中症の発生が疑われるような場合には、校内放送等により、児童生徒並びに教職員へ周知し、注意を呼びかけております。

次に、熱中症が発生した場合ですが、各校が策定しています危機管理マニュアルにのっとり対応することとなります。

具体的な動きで言いますと、傷病者の症状(意識、心拍、呼吸等)の確認をし、心肺蘇生法などの応急手当、特に熱中症の場合は、体を冷やすことを優先して行います。そして、他者への協力要請や指示など判断を行い、必要な行動を取るようになります。重症と思われる場合は119番通報を行い、医療機関へ救急搬送を行います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(古川元規) 渡辺村長。

○村長(渡辺 光) 続いて、私からは、7番前原議員の熱中症、命に関わる危険な暑さへの対応について、1、2、3番項、そして竹内天神堂古墳についての答弁をさせていただきます。

まず、高齢者への熱中症対策ではありますが、昨年度、単身高齢者世帯に対し、村の社会福祉協議会及び民生委員様のご協力の下、温湿度計を配布、そのほか経口補水液の配布を実施いたしました。今年度も同様に、該当の年齢を迎えられた方及び単身世帯となられた方を対象に実施の予定としております。また、昨年度から舟橋村熱中症予防対策等送迎支援事業として、図書館や会館等へ送迎する事業を社会福祉協議会に委託しているところであります。

次に、クーリングシェルターであります。村における指定施設については、例年どおり舟橋村役場、舟橋会館、舟橋村立図書館の3か所です。開設時間等はおおむね施設の開設時間に準ずる運用となり、開設期間につきましては、国の熱中症特別警戒アラート運用期間である4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までの間で、熱中症

特別警戒アラートが発出されるような危険な暑さの際に開放することになっておりますが、基本的には、開設時間内であれば、いつでも、今ほどお伝えしました3つの施設にお立ち寄りをいただき、涼しんでいただければよいものとして考えております。

続いて、エアコンの設置状況に関するご質問であります。

まず、村内には現在、生活保護世帯はございませんので、高齢者世帯についてご説明をさせていただきます。

冒頭でご説明いたしました温湿度計配布時に、民生委員の方にアンケートを取っていただいた結果でご説明いたしますが、約60名のアンケートの中で、エアコンが全くない世帯については項目がなく、把握しておりませんが、ふだん過ごす部屋にエアコンがない方は3名、設置があっても使わない方を含んで5名程度でありました。さらに、温湿度計の配布は高齢者の独り暮らし世帯のみで、高齢者夫婦等を含んでいないため、現状、エアコンの未設置世帯数は把握ができておりません。

そして、議員ご指摘のエアコンの購入補助についてであります。

現在のところ、対象となる世帯は少ないと推察されますが、高齢者の熱中症は重症化しやすい傾向にあります。近隣市町では高齢者世帯等へのエアコン設置に対する補助もあることから、まずは情報収集をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、村民の皆様が大事に至らぬよう、広報や高齢者の通いの場等で、社会福祉協議会職員さんや村の保健師さんなどから、水分の摂取や適切なエアコンの利用について周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、竹内天神堂古墳についての質問にお答えをさせていただきます。

竹内天神堂古墳については、ご承知のとおり、舟橋村唯一のジオパークに指定されており、村としての位置づけは、数少ない村の文化的・歴史的遺跡、史跡の一つであると認識しております。

現在、竹内地域の住民の方々によって天神堂古墳の整備の計画が進められているという事は承知しておりますので、その存続や環境の保全・保護についても、村としても足並みをそろえて取り組んでいく必要があるものとして捉えております。

あわせて、当該古墳周辺には、舟橋村のポスターにも掲載されている無量寺やその前面にはハス畑もございます。将来的には、その周辺の地域を一体的に舟橋村の観光スポットとして整備を進めていくことが、舟橋村に足を運んでいただく観光資源として効果的に働くものと考えております。

いずれかの時期には、その計画を村民の皆様にもお示ししてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。